

## 2019 年愛知県からの地方分権改革に関する提案の概要

提案事項	提案概要 〔 〕は支障事例	対応方針概要
<p>宗教法人の 境内地及び 境内建物の 登録免許税 非課税要件 の明確化</p>	<p>登録免許税を非課税とすべき境内地、境内建物についての詳細な基準や、具体的な事例集を作成するなど、非課税とすべき範囲を明確にする。</p> <p>〔 宗教法人が専ら自己又はその被包括宗教法人の宗教の用に供する境内地、境内建物については、所有権取得登記に伴う登録免許税は非課税とされており、「専ら…宗教の用に供する」か否かについては、宗教法人からの申請を受けて、都道府県知事が証明することとなっている。 しかし、従来は別の用途に充てられていた土地を宗教法人が新たに買い増す場合に、どの程度の利用形態を予定していれば足りるかなど、非課税要件を満たすか否かの判断は困難な場合が多い。〕</p>	<p>宗教法人が受ける登記の非課税に係る都道府県の証明事務については、登録免許税法及び宗教法人法の解釈に疑義が生じた場合には、文化庁を窓口として相談に応じる。</p> <p style="text-align: right;">〔財務省・文部科学省〕</p>
<p>文部科学大臣が指定する看護師学校等の指定申請書及び変更承認申請書等の都道府県経由事務の廃止</p>	<p>看護学部等の大学の学部の新規指定申請や変更承認申請等について、他の大学の学部と同様に、都道府県経由の義務付けを廃止し、国に直接申請することとする。</p> <p>〔 大学の学部の新規指定申請や変更承認申請等については、各大学が直接、文部科学省に申請しているが、看護学部等の場合は、都道府県を経由して申請することとなっている。 看護学部等の場合も、実質的な審査やそれに基づく認可等は文部科学省が行っており、当該学部等のみ都道府県を経由する必要性はない。また、申請者にとっては、都道府県を経由することにより、認可等までの手続きに時間がかかっている。〕</p>	<p>文部科学大臣が指定又は認定する医療関係技術者養成学校の申請・届出における都道府県経由事務の廃止については、都道府県及び医療関係技術者養成学校の意見を踏まえ検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講じる。</p> <p style="text-align: right;">〔厚生労働省・文部科学省〕</p>

提案事項	提案概要 〔 〕は支障事例	対応方針概要
<p>「地域女性活躍推進交付金」の市町村事業に対する交付方法の見直し</p>	<p>「地域女性活躍推進交付金」の市町村事業については、希望調査や交付申請等のとりまとめはこれまで通り都道府県が行うとしても、県の予算計上を要することなく、国から市町村へ直接交付金の支払いをできるようにする。</p> <p>〔 「地域女性活躍推進交付金」の市町村事業に対する交付金については、都道府県から交付することとされている。そのため、市町村の交付金活用希望を把握した上で、当初予算へ計上している。 しかしながら、予算要求時点での市町村事業に係る交付金額を正確に把握することは難しく、また、年度途中で国から交付金の追加募集等があった場合、県においては補正予算等での対応となり、議会開催時期の制約から、迅速に対応することができない。 〕</p>	<p>地域女性活躍推進交付金の市区町村が行う事業については、交付要綱を改正し、都道府県の予算計上を要することなく国から市町村に交付金を直接交付することを2020年度から可能とする。</p> <p>[内閣府]</p>
<p>環境省等所管法令における立入検査に係る身分証明書の統合</p>	<p>個々の環境省等所管法令に基づき行う立入検査に係る身分証明書について、厚生労働省の定める環境衛生監視員証を参考に、1枚あるいは可能な限り少ない枚数の様式へ統合する。</p> <p>〔 環境省等が所管する法令に基づき、地方自治体職員が立入検査を行う際の身分証明書については個々の法令で定められている。 このため、地方自治体においては一人の職員が複数法令に基づく立入業務を行うことが殆どであるにもかかわらず、職員一人について約20種類もの身分証明書を作成しなければならず、特に職員の異動時期には身分証明書の作成業務によって大きな負担が生じている。 また、立入先の事業所においても複数法令による規制を受けることが多いため、職員に適正な立入権限があることを確認するには、一つ一つの立入証を示す必要があり、迅速な立入検査の妨げとなってしまう。 〕</p>	<p>各法令で定められている立入検査に係る身分を示す証明書については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、各法令の趣旨・目的にかんがみ、様式の規格の統一化等について課題等を整理しながら検討し、2020年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講じる。</p> <p>[経済産業省・国土交通省・環境省]</p>

提案事項	提案概要 〔 〕は支障事例	対応方針概要
<p>クリーニング師試験の受験願書に添える写真の大きさの見直し</p>	<p>クリーニング師試験の受験願書に添えることとされている写真の大きさについて、「手札形」とするクリーニング業法施行規則の規定を見直し、運転免許用等の大きさで提出できるようにする。</p> <p>〔 クリーニング業法施行規則において、クリーニング師試験の受験願書に添える写真については、「手札形」(約 11×8 センチ) とするよう規定されている。手札形は一般に流通する写真規格より大きいために証明写真機等でも対応していないことがあり、受験者は写真館で特注するなど、写真の準備に負担を要しているほか、受験者からはなぜこれほど大きいサイズの指定なのか、という声が出ている。受験願書に添える写真は本人確認に用いるものだが、運転免許 (3.0×2.4 センチ) や建築士試験 (4.5×3.5 センチ) と比較すれば、手札形は過大であり、あえて手札形を用意しなければならない趣旨を受験者に説明するのが難しい。 〕</p>	<p>クリーニング師試験の受験願書に添付する写真については、<b>省令を改正し、写真の大きさを本人確認が可能でかつ簡易に撮影できるサイズに変更する。</b></p> <p>[厚生労働省]</p>
<p>不動産鑑定士の新規登録等に係る都道府県を経由する義務付けの廃止</p>	<p>不動産鑑定士の新規登録、変更登録、死亡等の届出、登録の消除(以下、「不動産鑑定士の新規登録等」という。)について、不動産の鑑定評価に関する法律第 17 条から第 20 条において「その住所地を管轄する都道府県知事を経由」して行うこととされているが、この不動産鑑定士の新規登録等に係る都道府県を経由する義務付けを廃止する。</p> <p>〔 不動産鑑定士の新規登録等については、不動産の鑑定評価に関する法律第 17 条から第 20 条に基づき申請者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされており、都道府県では、申請書及び届出書の受付、国への提出を行っている。都道府県で受理する申請書・届出書については、記入漏れ等の形式チェックを行い、必要に応じて本人に修正等を指示している。国土交通省へ確認して修正する場合や本人から速やかな回答がない場合には、後日郵送で修正のやり取りをすることとなり、申請者・届出者にとって二度手間となっている。当該業務は法定受託事務ではあるが、実際に行っているのは簡単な形式チェックのみであり、都道府県の判断を要するようなものは含まれていないにもかかわらず、都道府県における事務処理に時間を要している。 〕</p>	<p>不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の新規登録、変更登録、死亡等の届出及び登録の消除に係る<b>都道府県経由事務については、廃止する。</b></p> <p>[国土交通省]</p>

提案事項	提案概要 〔 〕は支障事例	対応方針概要
マイナンバー制度における適切な情報提供	<p>マイナンバー制度の見直しや新たな仕組みの導入に関し、早期の情報提供や事前協議を行うとともに、地方自治体の通知類に関する問合せへの見解を早期に示す。</p> <p>〔 2019年7月版データ標準レイアウト改版において、情報連携開始時期が事前調整なく6月中旬に前倒しされた。データ標準レイアウト改版では、自治体にて改版内容に応じたシステム改修、副本登録などの対応が必要になるため、情報連携開始が早まることで作業日数が短くなり、自治体の負担が大きい。また、7月から次年度のシステム改修等に関する予算調整を行うが、改版内容が確定しないと正確な積算ができない。そのため、見込み額で予算要求をせざるを得ず、他の事業予算を削る必要が生じるなど、影響がある。〕</p>	<p>マイナンバー制度における情報連携を行うデータ項目等を定めたデータ標準レイアウトの改版については、早期に地方公共団体に提示し、情報連携開始までスケジュールを遵守するとともに、スケジュールを大きく変更する場合には、地方公共団体の関係部局に意見照会等を行うなど、<b>地方公共団体が改版に伴う事務を円滑に行うことができるよう努める。</b></p> <p style="text-align: right;">〔内閣府・総務省〕</p>